

志摩市と三重ナルミ株式会社との包括連携に関する協定書

三重ナルミ株式会社（以下「甲」という。）と、志摩市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙それぞれが持つ情報、ノウハウ、ネットワークなどを有効に活用し、地域産業の振興、福祉、防災、まちづくりなど地域課題の解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し取り組むものとする。

- （1）産業の振興に関する事
- （2）雇用確保及び創出に関する事
- （3）災害時の支援に関する事
- （4）子どもの育成に関する事
- （5）市の魅力発信に関する事
- （6）その他地域の活性化等に関する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な連携内容について協議を行い、効果的に実施するものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面の承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、誠実に対処するものとする。

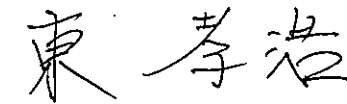
本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年11月15日

甲 三重県志摩市磯部町築地1524番地1

三重ナルミ株式会社

代表取締役社長



乙 三重県志摩市阿児町鷺方3098番地22

志摩市

志摩市長

